

○町県民税の課税計算方法

町県民税は、個人に広く均等に負担していただく均等割と、その方の所得に応じて負担していただく所得割を合計して課税されます。

均等割	非課税の方を除いて一律に 町民税3,000円 県民税1,000円が課税されます。
所得割	前年（1月～12月）中の所得金額の合計額から所得控除額を差し引いた額に税率をかけて、算出します。 $\text{所得割額} = \left\{ \left(\frac{\text{① 所得金額} - \text{② 所得控除額}}{\text{課税所得金}} \right) \times \text{③ 税率} \right\} - \text{④ 税額控除等}$

①所得金額

一般に収入金額から必要経費を差し引いて算定します。
給与所得や公的年金等の場合は、地方税法で定められた給与所得控除額、公的年金等控除額を差し引いて算定します。

②所得控除額

社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除、損害保険料控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除等があります。（控除額の詳細は、納税通知書をご覧ください。）

③税率

町民税	県民税
6%	4%



④税額控除

配当控除、調整控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等があります。（控除額の詳細は、納税通知書をご覧ください。）

○町県民税が課税される方

- ①平成24年1月1日現在、西原町に住所を有する方
- ②平成24年1月1日現在、西原町に事務所・事業所等を有する個人で、町内に住所を有しない方については、均等割のみ課税されます。

○町県民税が非課税のケース

均等割も所得割も課されない非課税の方は下記に該当する方です。

- 生活保護法によって生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下
- 前年中の所得金額が 280,000円×（扶養人数+1人）+168,000円以下の方（被扶養者がいない場合は28万円以下）

※所得28万円は、給与収入に換算すると93万円になります。

お問い合わせ 総務部税務課 町県民税係 ☎945-4729

町・県民税(1期分)は7月2日(月)が納期限です

平成24年度 町・県民税 1期分の納期限は、7月2日(月)となっています。町税の納付は口座振替を利用すると便利です。みんなで納めて豊かな西原町を築きましょう。

- 町・県民税は、前年の所得に対して課税される税です。
 - 延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つためのペナルティーです。
 - 滞納が続きますと、預金差押等滞納処分を行う場合があります。
- ※当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成24年度各町税目の納期

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		7月2日	8月31日	10月31日	平成25年1月31日
固定資産税		5月31日	7月31日	12月25日	平成25年2月28日
軽自動車税		5月31日			

【お問い合わせ】 総務部税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

町県民税納税通知の送付について

町県民税の納付が6月から始まります。
平成21年度より公的年金からの特別徴収（年金天引き）がスタートしました。今回は年齢別によるお支払いパターンと、町県民税の課税方法についてお知らせします。

65歳未満の方

- 65歳未満で公的年金等所得がある給与所得者の方へ（町県民税の給与からの引き落としについて）
平成22年度税制改正により納付方法の見直しが行われ、65歳未満で公的年金等所得にかかる所得があり、給与から町県民税を引き落としされている方については、年金等所得分の町県民税も合算して給与から引き落とすことになりました。これにともない、確定申告において「自分で納付（普通徴収）」を選択していない方は、すべて給与から引き落とし（特別徴収）になりますので、ご了承ください。

65歳以上の方

- 65歳以上で公的年金等所得がある方へ（平成24年度の介護保険料が年金から引き落としされる方）

（例）町県民税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合

●これまでの納め方

納付書で納める（普通徴収）				
月	6月	8月	10月	1月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていた。

●平成24年度の納め方

納付書で納める（普通徴収）			年金からの引き落とし（特別徴収）		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書等で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを年金から天引きします。

- 65歳以上で公的年金等所得がある方へ（平成23年度後半より年金特徴対象者の方）

（例）町県民税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合

●平成23年度の納め方

納付書で納める（普通徴収）					年金からの引き落とし（特別徴収）	
月	6月	8月	10月	12月	2月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつを納付書等で納めていただき、10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを年金から天引きしました。

●平成24年度の納め方

年金からの引き落とし（特別徴収）						
月	仮徴収（前半）			本徴収（後半）		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			23年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4・6・8月は、前年度の2月の税額と同額を仮徴収します。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

平成24年度西原町行政懇談会を開催します。意見・要望等をお寄せください。

西原町ではこのたび、町政運営や町の課題について町民からの意見・要望・提言等を聞き、今後活かすこと、町民が主体の「協働参画のまちづくり」を推進することを目的に「平成24年度行政懇談会」を開催します。そこで、町政運営に対する意見・要望等を事前に募集します。できるだけ多くの分野について懇談するためにも、提出される意見等は施策的なものとし、個別の案件にならないようご注意ください。

（例）

施策的なもの	西原町まちづくり基本条例について・男女協働参画について・保育行政について・防災について・教育について・文化財について・産業振興についてなど、まちづくりに関わること
個別の案件	〇〇の道路の修繕・〇〇の排水の改善・〇〇の施設の管理など、個別で具体的なこと

- ※「平成24年度行政懇談会」は、7月下旬ごろ開催する予定です。
- 【記入方法】 意見・要望事項に加え行政区名（必須）、氏名を記入してください。様式は任意です。
- 【提出方法】 直接持参・郵送・FAX・メール
- 【提出期限】 6月29日（金）
- 【提出先・お問い合わせ】 総務部企画財政課 広報広聴係 TEL 945-4533(内213) FAX 946-6086 メールkouhou@town.nishihara.okinawa.jp